

福知山市普通財産売却 一般競争入札参加要領

福知山市所有財産を下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により売却します。
参加を希望される方は、この要領をよく読み、各事項をご承知のうえ、入札に参加してください。

記

1 一般競争入札対象物件

物件名称	所 在 ・ 地 目 ・ 地 積	予定価格(円)	入札保証金(円)
厚中間屋町	(土地) 福知山市問屋町 11 番 4 地目: 宅地 地積: 263.93 m ²	4,460,417	230,000
内田町	(土地) 福知山市字堀小字内田 1945 番 9 地目: 雑種地 地積(実測): 1180.33 m ²	31,514,811	1,580,000

2 入札参加者の資格及び条件

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人等として使用する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 入札に参加しようとした者を妨げた者
- (5) 入札においてその執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
- (6) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の構成員等
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (8) 市税を滞納している者
- (9) その他市長が入札に参加することを不相当と認めた者

3 入札参加申込

(1) 申込期間

令和7年11月20日(木)から令和7年12月12日(金)

受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

※11月24日(月)は振替休日で閉庁日となる為、受付は行いません。

(2) 申込先

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

福知山市総務部資産活用課資産活用係(福知山市役所2階) 電話 0773-24-7068

(3) 申込方法

入札参加申込書(様式第1号)及び必要書類を福知山市資産活用課に持参又は郵送して下さい。ただし、郵送の場合は書留郵便にしてください。(申込期限内必着)

(4) 必要書類

- ① 入札参加申込書(様式第1号)
- ② 住民票又はそれにかわる証明書(法人にあっては法人登記履歴事項全部証明書)
- ③ 印鑑証明書
- ④ 納税証明書(住所地または居住地の市税の滞納がないことの証明)
※①は本市ホームページよりダウンロードできます。
※②③④については、発行後3ヶ月以内のものに限ります。
※共有名義で入札参加する場合には、共有者全員の②③④が必要です。
※一度ご提出いただいた書類は、原則としてお返しできません。

(5) 申込みにあたっての留意事項

- ① 入札参加申込書に不備などがありますと受付ができませんので御留意ください。
- ② 落札後の売買契約及び所有権移転登記は入札参加申込者の名義で行います。
- ③ 入札終了まで、申込者名や申込者数等の公表はいたしません。
- ④ 本物件は、現状有姿での引き渡しです。現地に立看板を設置していますので、入札参加希望者は必ず事前に現地を確認してください。(現地説明会は行いません)
- ⑤ 入札参加資格確認のため、提出された書類の情報を警察機関へ照会することがあります。
- ⑥ 入札参加申込状況等の問い合わせについては一切お答えしません。

(6) 入札参加の承認

入札参加申込書を審査した結果、参加資格を有すると認められた場合は入札参加承認書等の必要書類を交付しますので、入札当日に必ず持参してください。

4 入札日時及び開札等

(1) 入札場所

福知山市役所東側 旧本館1階 入札室

(2) 入札日

令和7年12月19日(金)

入札開始時間 : 入札参加承認書交付時にお知らせします。

入札受付時間 : 入札開始時間の15分前から行います。

※入札日当日に福知山市役所会計室で入札保証金を納付していただき、受付で入札保証金領収書を提示してください。

※入札受付時間内に受付を済ませていただかないと入札参加できません。

※入札開始時間以降の入場については一切認められませんので御注意ください。

(3) 入札当日にお持ちいただくもの

- ① 入札参加承認書(様式第2号)
- ② 入札保証金
- ③ 封書した入札書(様式第3号)
- ④ 委任状(様式第4号)(代理人による参加の場合)
※委任状は本市ホームページよりダウンロードできます。
- ⑤ 印鑑 ※代理人による場合は、委任状の「代理人使用印」欄に押印した印鑑

⑥筆記用具(黒又は青の万年筆かボールペン)

(4) 入札保証金について

- ①入札参加者は、入札日当日に、市役所会計室で入札保証金を納付し、受付で入札保証金領収証を提示してください。
- ②入札保証金は、現金または電子交換所に加盟する金融機関(※)が振り出した自己宛の銀行振出小切手(振出日から5日以内の小切手)で納付してください。なお、受取人は「持参人払い」としてください。
(※当該金融機関に該当するか否かは各金融機関において確認ください。)
- ③落札者以外の方の納付した入札保証金は入札終了後、入札保証金返還請求書兼受領書と引換えに返還します。
- ④返還する入札保証金には、利息を付しません。
- ⑤落札者の入札保証金は、その全額を契約保証金に充当します。
- ⑥落札者が指定の日までに契約を締結しないとき、または申込資格がないことが落札後に判明した場合は、落札はその効力を失い、納付した入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定により福知山市に帰属することになり返還いたしません。

【銀行の自己宛小切手の見本】

小切手	
支払地 ○○○ 株式会社○○銀行○○支店	銀行渡り
	金額 ¥
上記の金額をこの小切手と引き換えに 持参人 様へお支払ください。 拒絶証書不要	
振出日 令和 年 月 日	
振出地 ○○○	
振出人 株式会社○○銀行○○支店	
	支店長 ○○○○ 印

同一であること

- ※ 振出人、支払人とも同一の金融機関であること。
- ※ 持参人払式であること。
- ※ 振出日から起算して5日以内のものであること。
- ※ 電子交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手であること。
(上記要件に該当するか否かは、各金融機関において確認ください。)

(5) 入札にあたっての留意事項

- ①入札書は所定の様式(本市ホームページよりダウンロードできます。)を使用してください。入札を代理人に行わせる場合は、入札書に代理人使用印(委任状の代理人使用印欄に押印されている印鑑)を押してください。
- ②金額を記入するときは、アラビア数字(1, 2, 3、・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」

を記入してください。

- ③入札書は指定の封筒に入れ、封印後、係員の指示により提出してください。（封筒は入札参加承認書送付時に同封いたします。封筒には入札書のみを入れてください。）
- ④提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更または取り消しを行うことはできません。
- ⑤入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
- ⑥入札会場への入場は1名のみで、入札参加者以外の方は入札会場への入場はできません。
※共有で入札参加申込みをされた方は、そのうちの1名が入札代表者として参加ください。
なお、この場合には入札代表者届出書を提出してください。
- ⑦入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により入札が公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがあります。
- ⑧ 災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札執行を延期または中止することがあります。

(6) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札に参加する資格のない者の入札又は委任状を提出しない代理人の入札
- ②指定時間までに提出しなかった入札
- ③入札保証金を納めていない者の入札又は入札保証金が当該入札予定価格の100分の5に満たない者の入札
- ④入札書に入札金額、入札物件の表示、記名、押印のないもの及び不明確な入札
- ⑤入札金額が訂正されている入札（訂正印の押印があっても無効です。）
- ⑥所定の入札書を用いていない入札
- ⑦予定価格に達しない金額での入札
- ⑧入札者又はその代理人が同一物件に対し2通以上の入札書を提出した者の入札
- ⑨談合その他不正の行為があったと認められる者の入札
- ⑩入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者の入札
- ⑪郵送、FAX、メールによる入札

5 落札者の決定等

- (1)落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
- (2)本市が定める予定価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者とします。
- (3)落札者となる同価格の入札者が2者以上の場合は、直ちにくじによって落札者を決定します。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできません。
- (4)落札者は、その権利を他者に譲り渡すことはできません。
- (5)市のホームページ上において、入札参加者数、落札価格及び落札者区分（法人・個人）を公表します。

6 落札者への通知

落札者に対しては、後日普通財産売払決定通知書を交付します。

7 普通財産売買契約の締結

- (1)普通財産売買契約の締結は、普通財産売買契約書により行います。
- (2)落札者は、売払決定日から60日以内に普通財産売買契約を締結し、契約時には売買代金の100分の10（万円未満切り上げ）以上の金額を契約保証金として市に納付してください。
- (3)福知山市普通財産売払事務取扱要綱（平成20年福知山市告示第105号）第27条の規定

- により契約を解除した場合、契約保証金は福知山市に帰属することになり返還いたしません。
- (4) 入札保証金を契約保証金に充当したときは、契約保証金から入札保証金を控除した金額を市に納付してください。
- (5) 契約者は、契約締結の日から60日以内に残金を納付してください。
- (6) 契約書に貼付する収入印紙代等、契約に必要な費用は落札者の負担となります。

8 所有権の移転等

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金の全額の支払いが完了したときに市から契約者へ移転するとともに、引き渡しがあったものとします。契約者は本件市有地の引渡しを受けたときから、使用収益を開始することが可能となり、この時点からの維持管理を行っていただきます。
- (2) 市は、普通財産売買代金が完納されたことを確認でき次第、所有権移転登記を行います。ただし、登記申請に必要となる登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は買受人の負担とします。

9 その他留意事項

- (1) 入札に参加される場合は、物件調書の内容を十分に確認いただくとともに、建物の建築等の際に必要な手続きについて関係機関に確認ください。
- (2) 物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。なお、現状と相違する場合は、現状を優先します。
- (3) 売買物件及び隣接地の擁壁等が、地上又は地中において境界を越えている場合がありますが、これら越境物の移設・撤去・再築造にかかる費用負担や隣接地権者等との協議について市は対応しません。
- (4) 建築に係る擁壁、上水道及び下水道の引込み等に係る工事費は全て買受人の負担となります。
- (5) 契約の締結後、売買物件に関して契約締結時に想定していなかった不具合（地中埋設物又は地中障害物をはじめとするが、これらに限らない）を発見したとしても、これを原因とした売買代金の減免若しくは損害賠償の請求、契約の解除その他一切の請求をすることはできません。（ただし、当該不具合が甲の行為に起因するものである場合には、引渡しの日から2年以内に限り、その対応について甲に協議を申し出ることができます。）
- (6) 入札参加申込者がいない場合は令和7年12月15日(月)から先着順による随意契約で売却します。
- (7) 入札申込期間内において、入札参加申込者が1者のみの場合は、令和7年12月19日(金)まで、入札参加申込みをした者への優先売却期間とします。
- (8) 入札申込期間終了後、入札日までに入札参加者が1者になった場合は、令和7年12月19日(金)まで、入札参加した者への優先売却期間とします。
- (9) この要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、福知山市財務規則（昭和54年福知山市規則第1号）、福知山市普通財産売払事務取扱要綱並びに普通財産売買契約書の定めによるものとします。

一般競争入札に参加される方は、この要領に記載された事項について熟知しておいてください。

また、建物を建築する際は、建築基準法や市の条例等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
福知山市総務部資産活用課資産活用係 電話0773-24-7068